

# 大口定期

令和3年7月1日現在

1. 商品名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自由金利型定期預金 (大口定期)</li> </ul>
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人、個人</li> </ul>
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定型方式…1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年、5年 * 預入時の申し出により自動継続(元金継続、元利金継続)のお取扱い ができます。</li> <li>・ 満期日指定方式…1ヵ月超5年未満</li> </ul>
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一括預入</li> <li>・ 1,000万円以上</li> <li>・ 1円単位</li> </ul>
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満期日以後に一括して払い戻します。</li> </ul>
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法  (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固定金利…預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。</li> <li>・ 2年未満のものは、満期日以降に一括して支払います。</li> <li>・ 2年以上のものは中間利払い日以降及び満期日以降に分割して支払います。 中間利払い金額…1年毎の応答日に、元金×中間利払利率×預入日または 前回の中間利払い日から応答日の前日までの日数÷365 中間利払い利率…約定利率×70% (少数点第4位以下を切り捨て)</li> <li>・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算です。</li> </ul>
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人のお利息には、20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われるお 利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方税5%) の税金がかかります。</li> <li>・ 法人のお利息は総合課税となります。</li> </ul>
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人の自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができます。 (詳しくは「総合口座」をご覧ください)</li> </ul>
10. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ この預金を当金庫がやむを得ないと認めて満期日前に解約する場合は、 預入期間に応じた「定期預金の中途解約利率一覧」の期限前解約利率 により計算したお利息とともに支払います。</li> <li>・ 中間払利息が支払われている場合は、期限前解約利息との差額を精算し ます。</li> </ul>

11. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。</li> </ul>
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置…本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部カスタマーサポートグループ（9時～17時、電話：03 - 3913 - 1158）にお申し出ください。</li> <li>・紛争解決措置…東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 0031）、第一東京弁護士会（電話：03 - 3595 - 8588）、第二東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部カスタマーサポートグループまたは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03 - 3517 - 5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出頂くことも可能です。        なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部カスタマーサポートグループもしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</li> </ul>
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</li> <li>・満期日が休日に該当した場合（自動継続・自動解約扱いは除く）、翌営業日を満期日とさせていただきます。</li> <li>・自動継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨をお申し出ください。</li> <li>・満期日以後のお利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</li> <li>・通帳・証書のお取扱いができます。</li> <li>・ATMでのお取扱いはできません。</li> </ul>
14. 預金保険の付保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預金保険制度の付保対象預金です。1預金者あたり元本1,000万円までとそのお利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとそのお利息が保護されます）</li> </ul>